② 消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。

2　競争参加資格

⑴ 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵ 維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑶ 競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。

⑷ 平成18年度以降、年間の塩化ナトリウムに係る販売実績、製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。

(a) 1,800ｔ以上
(b) 800ｔ以上
(c) 2,100ｔ以上
(d) 2,900ｔ以上
(e) 1,300ｔ以上

⑸ 事務所から半径100km以内の場所に位置する当社が指定する備蓄容量以上の備蓄倉庫を保有又は借用（以下「保有等」という。）し、契約期間中当該備蓄倉庫を使用できること又は使用予定であることを証明した者であること。

(a) 米子高速道路事務所　620ｔ以上
　松江高速道路事務所　250ｔ以上
(b) 津山高速道路事務所　270ｔ以上
　岡山高速道路事務所　90ｔ以上
(c) 三次高速道路事務所　340ｔ以上
　福山高速道路事務所　120ｔ以上
　広島高速道路事務所　210ｔ以上
(d) 千代田高速道路事務所　1,500ｔ以上
(e) 山口高速道路事務所　350ｔ以上
　周南高速道路事務所　70ｔ以上

(b)(c)(d)(e) 上記かつ、四国地方に設ける場合には架橋等の通行止め時の運搬対応が明確であること。（記載例１）中国地方に予備倉庫を仮契約している。（記載例２）船便での運搬が行えるよう仮契約をしている。

⑹ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺ 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(ｲ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ﾛ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ﾊ) 会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ﾆ) 組合の理事

(ﾎ) その他業務を執行する者であって、(ｲ)から(ﾆ)までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　入札手続等

⑴ 担当部署　西日本高速道路株式会社　中国支社　総務企画部　経理課　課長代理　松川　英充　〒731―0103 広島県広島市安佐南区緑井２―26―１　電話082―831―4441

⑵ 入札説明書、入札者に対する指示書等の交付期間及び方法

① 交付期間　令和３年７月28日（水）から令和３年８月18日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

② 交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/
　当案件のダウンロードに必要なパスワードは、(a)「212001707」(b)「212001708」(c)「212001709」(d)「212001710」(e)「212001711」である。
　なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、上記3⑴及び下記場所において入手することができる。

(a) 米子高速道路事務所　〒689―3515 鳥取県米子市赤井手962―２　電話0859―27―2181
　松江高速道路事務所　〒699―0203 島根県松江市玉湯町布志名968―９　電話0852―62―9230
(b) 津山高速道路事務所　〒708―0842 岡山県津山市河辺796　電話0868―26―2181
　岡山高速道路事務所　〒701―1153 岡山県岡山市北区富原2587―５　電話086―256―2711
(c) 三次高速道路事務所　〒728―0022 広島県三次市西酒屋町216　電話0824―62―5135
　福山高速道路事務所　〒721―0971 広島県福山市蔵王町５―24―１　電話084―941―9778
　広島高速道路事務所　〒731―0102 広島県広島市安佐南区川内２―８―１　電話082―879―2995
(d) 千代田高速道路事務所　〒731―1533 広島県山県郡北広島町有田字明神1177　電話0826―72―5331
(e) 山口高速道路事務所　〒754―0001 山口県山口市小郡上郷字二又川東1221　電話083―972―5091
　周南高速道路事務所　〒745―0801 山口県周南市大字久米字東秋本2803―１　電話0834―33―9741

⑶ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格を有することを確認するための資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

① 期間　令和３年７月28日（水）から令和３年８月18日（水）までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。（ただし、郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）により提出する場合は、令和３年８月17日（火）午後４時00分までに本公告3⑴へ必着させること。）